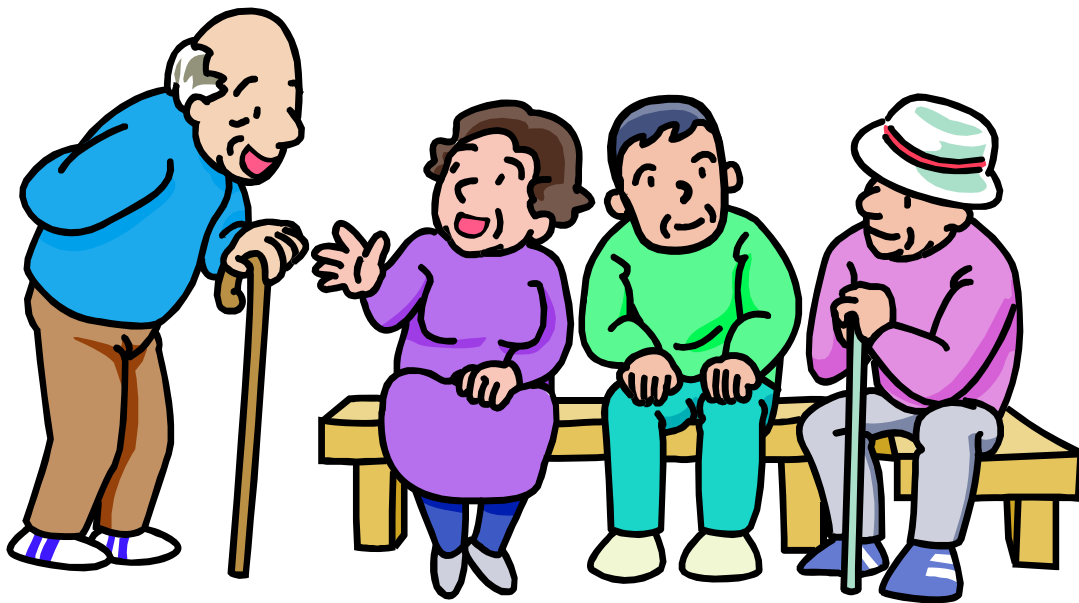


平成21年7月

**あんしん見守りネットワーク
活動事業マニュアル**



いわき市

～ 地域で暮らす高齢者の方が安心して生活するために ～

近年、少子高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加、さらに地域コミュニティ自体が希薄化している中で、世代間交流がない高齢者の方は地域内で孤立化する傾向が強く、このことが緊急に生活支援を必要とする状態になってからの発見や、孤立死の増加など、社会的な問題となっています。

今後、地域で暮らす高齢者の方の自立した生活を支えていくためには、行政が提供する公的なサービスはもちろんですが、地域においても、地域の実情を理解している地域住民の方々が主体となった見守り活動を展開することが重要となっております。

いわき市では、この度、地域住民の方々と保健福祉関係機関（行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会など）の協働により、地域内に「高齢者見守り隊」を結成し、一人暮らし高齢者等に対する声かけ活動を基本とする「あんしん見守りネットワーク活動事業」を行うことになりました。

このマニュアルは、市民の皆様が、「高齢者見守り隊」を結成する際の立ち上げ方法から、見守りの方法、着眼点などについて紹介していますので、ご活用いただければ幸いです。

目 次

1. 見守り活動の目的	1
2. 見守り活動をはじめるとにあって	1
3. 「高齢者見守り隊」の結成の仕方	2
4. 「高齢者見守り隊」のメンバー構成とその役割	3
5. 活動の際の注意点	4
6. 見守り協力員・協力団体の名簿の作成	4
7. 見守り活動の具体的な活動例	5

《資料》

1. 見守り活動（Q&A）	6
2. 「高齢者見守り隊」規約（例）	7
3. 見守り協力員登録申請書	8
4. 見守り協力員脱退届出書	9
5. 「高齢者見守り隊」活動計画書	10
6. 担当地区地域包括支援センター等連絡先一覧	11

1 見守り活動の目的

見守り活動の目的

- ◇ 地域内の高齢者の方が、孤立しないよう声かけ活動などで未然に防止すること
- ◇ 地域住民の方々が主体となって活動することで、地域福祉問題に対する関心を高めること
- ◇ 活動に参加することで、地域全体の活性化にも寄与することが期待でき、地域の連帯感を醸成することにあります。

2 見守り活動をはじめるときにあたって

- ◇ **無理せず！**
無理な活動は、長続きしません。気負わず、肩肘を張らずに、日常生活の一部として活動しましょう。
- ◇ **気長に！**
短期間では、見守り・声かけ活動の効果は期待できないかもしれません。一人暮らしで生活している高齢者の方の中には、近所の方との交流を望まない場合もあります。そのような時には、焦らずに根気強く見守っていくことが重要です。
- ◇ **抱え込まず！**
活動をしていて、介護を要する状態の方がいたり、突然顔を見なくなって心配な方がいたり、一人での対応に不安を感じる時は、担当の地域包括支援センターに相談しましょう。

3 高齢者見守り隊の結成の仕方

◇ **まず、活動の基礎となる組織をつくります。**

自治会、老人会、婦人会、民生委員などの代表により、地域内での活動内容などについて合意形成を図ります。（担当の地域包括支援センター及び行政も、事業説明や地域内での広報など側面的な支援を行います。）

◇ **リーダーを決めていきます。**

組織が出来上がりましたら、活動を推進するためにリーダー（隊長）やサブ・リーダー（副隊長）を決めます。

◇ **活動方針を決めます。**

リーダーとサブ・リーダーを中心に、どのような見守り活動をするか話し合い、地域の実情に応じた無理のない方法を決めます。

◇ **活動に賛同する有志を募ります。**

地域に居住する方の中から、事業に賛同し参加できる有志の方を募集します。（地域内で募集する際のチラシは行政側で準備します。）

登録申込書がありますので、記入し地域包括支援センターに提出してもらいます。

地域包括支援センター及び行政では、名簿を作成し、研修会や意見交換会等を開催する際に案内状送付などで利用します。（個人情報については、目的以外に使用しないように気をつけます。）

◇ **地域包括支援センターからアドバイスを受けましょう。**

この事業については、担当の地域包括支援センターから、気になる高齢者等を見守る際のノウハウなどアドバイスを受けることができますので、相談してみましょう。

◇ **活動の開始を知らせます。**

地域の皆さんへ協力を求めるためにも、「高齢者見守り隊」が結成されたことや、どのような見守り活動を行うのかなど、回覧板を利用するなどして地域の皆さんへ知らせます。

4 高齢者見守り隊のメンバー構成とその役割

① 自治会、老人会、婦人会、民生委員などの代表であり、「高齢者見守り隊」の主要メンバー

- ◇ 見守り隊のリーダーが中心となり、活動に対する方針を決定するなど地域内での合意形成を図ります。また、見守り協力員として地域内での見守り活動を行います。

② 事業に賛同し登録した地域住民の方（見守り協力員、協力団体）

- ◇ 日常生活や仕事において、できる範囲であいさつなどお互い顔を合わせたり、声をかけるといった見守り活動をすることで高齢者の方の孤立化を防止します。また、何かしらの支援を要する高齢者の方がいた場合は、担当の地域包括支援センターに連絡していただきます。

③ 地域包括支援センター

- ◇ 協力員・協力団体の方々から寄せられた情報に対して、助言や訪問活動を行います。また、見守り隊による会議に対して、活動の側面的な支援を行います。

④ 社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

- ◇ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的としました公共性の高い福祉団体であり、市民の皆様や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協働により活動しています。

地域において活動している団体等と本事業との連携により、より強いネットワークが築けます。

⑤ いわき市長寿介護課介護予防係

- ◇ 本事業の地域住民の方々への啓発（広報紙や市ホームページへの事業掲載等）を行います。また、協力員・協力団体の方々に対して、研修会や意見交換会などを行うことで、活動に対する意識醸成を図っていきます。

※ いわき市地区保健福祉センター

- ◇ 見守り隊及び地域包括支援センターのみでは、対応が困難な場合に行政の立場で支援を行います。

5 活動の際の注意点

◇ 個人情報を守る。

個人情報は、氏名、住所、生年月日、家族構成、仕事等個人に関するもの全てです。日常生活やこの活動で知り得た高齢者や家族の方の情報は、個人の大切なプライバシーです。他人に漏れることがないように十分注意してください。

◇ 本人や家族の方の同意・理解を得る。

原則として本人や家族の方に同意を得て、地域包括支援センター等に相談してください。ただし、緊急を要する場合は、速やかに地域包括支援センターに相談してください。

◇ 無理な活動はしない。

本事業は、日常生活の中で行う活動ですので、無理をすると長続きしません。地域に根付いていくためには、相手に押し付けることなく無理のない範囲で活動してください。また、協力員の方自身にも負担とならないように活動してください。

◇ 営利目的や宗教、政治活動は行わない。

本人や家族の方に誤解を招いたり、不快に感じるような行為はしないように注意してください。

◇ 活動する際は見守り協力員証を携帯する。

必要時に、本人や家族の方に提示できるよう、協力員証を携帯してください。

6 見守り協力員・協力団体の名簿の作成

協力員の方々より提出されました登録申請書を基に、作成しました協力員・協力団体名簿については、見守り隊事務局、地域包括支援センター及び長寿介護課介護予防係において保存します。個人情報の管理には十分に注意します。

7 見守り活動の具体的な対象者

一人暮らし高齢者の方、高齢者のみ世帯の方、日中独居高齢者の方などの中で、特に地域内で孤立している方、或いは、近い将来、孤立するおそれのある方を発見するために役立つサインを紹介します。

ここに書いた具体例は、ほんの一例です。その他に、気になる高齢者の方がいる場合には、担当地区の地域包括支援センターに相談・報告しましょう。

○ 一人暮らしで、近所付き合いがない。

○ 最近、引っ越してきたばかりで友人がいないようだ。

周囲の支援を拒んでいるような方でも、さりげない見守りをするこ
とで、近隣との関係も築け、孤立しないで済む場合もあります。

○ 最近、顔を見なくなった。

老人会、町内会の活動、趣味などの集まりに、急に現れなくなった
場合は、何らかの危険の兆しかもしれません。一声掛けてみるか、担
当地区の地域包括支援センターに相談・報告しましょう。

○ 昼夜問わずに家の電気が点灯または消灯されていない。

○ 窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない。

○ 新聞、郵便物が数日分たまっている。

3、4日とこのような状況が続くようだと、部屋の中で、高齢者
の方が、何かしらの支援を必要としているかもしれません。一声掛け
てみるか、担当地区の地域包括支援センターに相談・報告しましょう。

○ 季節に合わない服装をしている。

○ 衣服や身体に汚れ・異臭が目立つ。

○ 最近、穏やかだった人が怒りっぽくなった。

○ 最近、物忘れが多くなり、同じことを繰り返している。

高齢者の方が、身体的、精神的に弱くなっており、医療や介護など、
何かしらの支援を必要としているかもしれません。担当地区の地域包
括支援センターに相談・報告しましょう。

【資料編】

1 見守り活動（Q&A）

Q1 負担が大変ではないですか？

A 見守り活動は、皆さんができる範囲（時間・場所）で活動するものです。朝夕の散歩の時間や犬の散歩、買物などに出かける際にあいさつ・声かけをするなど負担が少ない活動で十分に見守りになります。活動の場所についても、隣組単位など負担がない範囲になります。

Q2 あいさつや声かけなどをするだけで効果があるのですか？

A あいさつなどを交わすようになり、顔見知りの関係を作ること、高齢者の孤立感の解消に繋がります。また、何かあれば高齢者自ら支援を求められるようになるなど、緊急時に発見されるような事態を未然に防ぐことができるなど大変効果があります。

Q3 活動は示されたとおりにしなければならぬのですか？

A あくまでも地域住民の方々による自主活動です。地域の実情や協力員の方々に合わせた方法で活動してください。
あいさつ・声かけが基本の活動です。

Q4 あいさつ・声かけのほかに見守りの方法はありますか？

A その他の活動例としては、一人暮らし等で外出困難となっている方のごみ出しやちょっとした買物支援、さらには電球の交換などの困りごと支援などが考えられます。
また、一人暮らし高齢者等を対象にしている、本市の緊急通報システム事業における協力員になっていただくことも考えられます。

Q5 協力員の方に対して、報酬は出ますか？

A 報酬は出ません。

2 「高齢者見守り隊」規約（例）

〇〇地区「高齢者見守り隊」規約

第1条 目的

いわき市〇〇地区の一人暮らし等の高齢者が、地域の中で孤立することなく、安心し、自立した生活を続けていけることを目的とする。

第2条 名称

〇〇地区「高齢者見守り隊」とする。

第3条 活動

1 基本の活動

- (1) 一人暮らし等の高齢者へのあいさつ・声かけ
- (2) 何かしら支援を要する高齢者の地域包括支援センターへの情報提供

第4条 構成

本隊は、活動の趣旨に賛同し、加入した者及び団体をもって構成する。

第5条 登録及び脱退

- 1 参加を希望する者は、登録申込書に所定の内容を記載し、隊長に提出する。
- 2 脱退を希望する者は、脱退申込書に必要事項を記載し、隊長に提出することによって行う。また、役員会は、本隊に相応しくないと認められる者がある場合には、通告することで脱退させることができる。

第6条 役員

本隊に、隊長（リーダー）、副隊長（サブ・リーダー）を置き、隊員の互選によって選出する。

第7条 総会

隊の運営方針、役員を選出等を行うため、年1回程度、総会を開催する。

第8条 その他

規約に定めるもののほか、本隊の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附則

本規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

3 見守り協力員登録申込書

第1号様式

見守り協力員登録申込書

平成 年 月 日

いわき市長 様

見守り協力員に登録したいので、次のとおり申し込みます。

ふり かな 氏 名		年 齢	
住 所			
電話番号	()		
職業等			

- ※ 登録された皆様の活動に関し、保健福祉関係機関等との連携が必要な場合は、上記の登録情報を提供することもありますので、ご了承ください。
- ※ 職業等には、自治会・老人会での役職や地域での活動団体に参加されている方は、その団体名と役職について記入してください。
- ※ 協力員に登録された方については、名簿を作成し、見守り隊事務局、地域包括支援センター及びいわき市（長寿介護課）において保存します。個人情報の管理には十分に注意します。

登録番号	
------	--

4 見守り協力員脱届出書

第2号様式

見守り協力員脱届出書

平成 年 月 日

いわき市長 様

住所
氏名
電話 ()

見守り協力員を次のとおり、脱退しましたので届け出ます。

- 1 脱退年月日
- 2 脱退理由

登録番号	
------	--

5 「高齢者見守り隊」活動計画書（例）

項 目	内 容
名 称	〇〇地区高齢者見守り隊「〇〇〇〇〇」
隊長（リーダー） 副隊長（サブ・リーダー）	隊長（リーダー） 副隊長（サブ・リーダー）
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域内に居住又は勤務する有志の方 ◇ 自治会、老人会、婦人会、民生委員等で活動に参加できる有志の方
活 動 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 〇〇区域で実施 ◇ 協力員は、自分の隣組範囲を中心に活動。
実 施 要 領	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的な活動は、あいさつ・声かけ活動とする。 ◇ 実施に当たっては、協力員証を携帯する。 ◇ 支援を要する高齢者の方がいれば、自分だけで抱え込んで解決しようとし、担当地区の地域包括支援センターに相談してみる。 ◇ 活動中の事故には気をつける。 ◇ 年に1回程度は協力員同士が集まり、意見交換等のため総会を開催する。
そ の 他	

※ 作成後は、担当地区の地域包括支援センターへ1部提出してください。

6 担当地区地域包括支援センター等連絡先一覧

◇ 担当地区別の地域包括支援センター一覧

名 称	所在地	電 話	FAX
平地域包括支援センター	平字梅本21 (市役所本庁舎内)	(22)1174 内線 2831	(22)7505
小名浜地域包括支援センター	小名浜花畑町15-1 (小名浜支所内)	(53)4760 内線 5176	(92)4531
勿来・田人地域包括支援センター	錦町大島1 (勿来支所内)	(63)2140 内線 5386	(62)2154
常磐・遠野地域包括支援センター	常磐湯本町吹谷76 (常磐支所内)	(43)2151 内線 5584	(43)2205
内郷・好間・三和地域包括支援センター	内郷高坂町四方木田191 (総合保健福祉センター内)	(27)8660 内線 65257	(27)8640
四倉・久之浜大久地域包括支援センター	四倉町字西四丁目11-3 (四倉支所内)	(32)2115 内線 5956	(32)2258
小川・川前地域包括支援センター	小川町高萩字下川原15 (小川支所内)	(83)1411 内線 6643	(83)1329

※ 地域包括支援センターは、いわき市の委託を受け、「NPO 法人地域福祉ネットワークいわき」が運営しています。

◇ 市の担当窓口

いわき市 保健福祉部 長寿介護課 介護予防係

電話 22-7465 ・ FAX 22-7547